

地方独立行政法人堺市立病院機構公益通報者の保護等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）の趣旨に基づき、地方独立行政法人堺市立病院機構（以下「法人」という。）における公益通報の適正な取扱い及び公益通報者（以下「通報者」という。）の保護に関し必要な事項を定め、法人における法令等（法律（これに基づく命令を含む。）、条例及び法人の定める規程をいう。）の違反行為や不正行為の早期発見と是正を図り、法令遵守と公正で透明性の高い職場環境の形成を促進することで、法人の健全な運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 公益通報 第3号に定める役職員等が不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的、その他の不正の目的でなく法人又は法人の業務に従事する者について通報対象行為が生じ、又はまさに生じようとしている旨を法人に通報することをいう。
- (2) 通報対象行為 次に掲げることをいう。
 - ア 法令等に違反する行為又はそのおそれのある行為
 - イ 法人の事業に係る不正な行為で、法人の利益を失わせ、若しくは法人に損害を与えるもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 役職員等 次に掲げる者をいう。
 - ア 法人と雇用関係にある職員又は公益通報の日前1年以内に法人と雇用関係にあった職員
 - イ 法人の業務に従事する派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に定める派遣労働者をいう。）又は公益通報の日前1年以内に法人の業務に従事していた派遣労働者
 - ウ 請負契約その他の契約に基づき法人の業務に従事している者又は公益通報の日前1年以内に法人の業務に従事していた者
 - エ 法人の役員
- (4) 通報者 公益通報をした者をいう。
- (5) 被通報者 通報対象行為を行った、行っている又は行おうとしていると公益通報された役職員等をいう。

(総括責任者)

第3条 法人における公益通報の処理を総括するため、総括責任者を置き、理事長が指名する理事をもって充てる。

(通報者の責務)

第4条 役職員等は、公益通報を行う場合には、客観的な事実に基づき誠実に行わなければならない。

- 2 法人は、役職員等が虚偽の通報、他人の誹謗中傷する通報その他の不正を目的とする通報を行った場合は、地方独立行政法人堺市立病院機構就業規則（以下「就業規則」という。）に基づき必要な処分を行うことができる。

（通報窓口）

第5条 法人における公益通報及び公益通報に係る相談に関する業務を行うため、内部統制室及び法人が委託する法律事務所に通報窓口を設置する。

- 2 通報窓口において、公益通報に関する事務を取り扱う者を、通報窓口担当者とする。

（通報及び相談の方法）

第6条 公益通報は、電話、書面（電子メール、郵送）又は面談のいずれかの方法により受け付ける。

- 2 前項の公益通報は、氏名、連絡先及び通報対象行為を明らかにして行われた場合に限り、これを受け付ける。ただし、氏名及び連絡先を明らかにしないで行われた公益通報であって、当該公益通報の内容に相当の理由又は根拠があると認められるときは、これを受け付けることができる。

（受付及び報告）

第7条 通報窓口担当者が公益通報を受け付けたときは、総括責任者に報告する。ただし、総括責任者が被通報者である等、総括責任者に報告することが相当でないとき認められるときは、総括責任者以外の理事に報告する。

- 2 通報窓口担当者が公益通報を受け付けたときは、速やかに当該公益通報を受けた旨を当該通報者に通知する。ただし、前条第2項ただし書きの場合にあっては、通知しない。
- 3 通報窓口担当者以外の者が公益通報を受け付けたときは、速やかに通報窓口担当者に連絡し、又は当該通報者に対し、通報窓口へ公益通報するよう助言に努めなければならない。

（処理の検討）

第8条 総括責任者は、前条第1項により報告を受けたときは、当該公益通報に関し必要な措置の検討を行う。

- 2 総括責任者は、公益通報を受け付けた日から20日以内に、当該通報対象行為に係る調査の実施の有無を検討し、当該通報者に通知しなければならない。この場合において、調査を実施しないときは、その理由を併せて通知する。
- 3 通知を希望しない通報者及び第6条第2項ただし書きの場合にあっては、通知しない。
- 4 総括責任者は、第2項に定める調査の実施が必要と判断した場合は、速やかに理事長に報告する。
- 5 総括責任者は、当該通報対象行為について関連する業務を所管する所属の長又は被通報者が属する所属の長（以下「調査責任者」という。）に調査を指示する。ただし、調

査責任者が当該調査に係る公益通報の当事者又は利害関係者である場合、理事長が指名する者をもって代える。

(調査)

第9条 調査責任者は、次の方法により調査を行う。

- (1) 関係資料の調査
- (2) 関係者からの事情聴取
- (3) その他、事実関係の解明に必要な調査

2 調査責任者は、調査の実施に当たり、通報者が特定されないよう調査方法に十分に配慮しなければならない。

3 調査責任者は、総括責任者に調査結果を報告する。

(協力義務)

第10条 調査対象部署及び役職員等は、調査責任者から当該調査に際して協力を求められた場合には、調査が円滑に実施できるよう積極的に協力するものとし、正当な理由なくこれを拒むことはできない。

(調査結果及び是正措置等)

第11条 総括責任者は、調査結果を理事長に報告する。

2 法人は、調査の結果、通報対象行為が明らかになったときは、直ちに是正及び再発防止のために必要な措置（以下「是正措置等」という。）を講ずる。

(調査結果の通知)

第12条 総括責任者は、通報窓口担当者を通じ、調査及び是正措置等について通報者に遅延なく通知する。ただし、通知を希望しない通報者及び第6条第2項ただし書きの場合にあっては、通知しない。

2 前項の規定により通報者に通知するときは、被通報者並びに調査協力者等の信用、名誉及びプライバシーに配慮しなければならない。

3 法人は、必要に応じて関係行政機関に報告等を行うほか、必要と認められる事項を適宜公表する。

(総括責任者以外の理事の責務)

第13条 第7条第1項ただし書きに基づき報告を受けた理事は、当該公益通報については、第8条から前条までにおいて定められた総括責任者と同様の責務を負う。

(懲戒処分)

第14条 法人は、第11条第1項の報告により通報対象行為が明らかになったときは、就業規則に基づき必要な処分を行う。

2 法人は、通報者が通報対象行為に関与している場合において、当該通報者に対して当該関与を理由として懲戒処分を行うときは、公益通報を行った事情を斟酌して処分の種類及び程度を決定する。

(情報の秘匿)

第15条 この要綱に定める業務に携わる者は、通報者、被通報者及び調査協力者等の個人情報、公益通報の内容及び調査により知り得た秘密の保護に努めるとともに、正当な理由なくこれを開示してはならない。公益通報の業務に携わらなくなった後も同様とする。

(不利益な取扱いの禁止)

第16条 法人は、公益通報を行ったことを理由として、当該通報者に対し、解雇（派遣労働者又は請負契約その他の契約に基づき法人の業務に従事する者にあつては、当該契約の解除）、その他の不利益な取扱いがないよう、適切な措置を講じなければならない。

(損害賠償の制限)

第17条 法人は、公益通報によって損害を受けたことを理由として、当該公益通報をした通報者に対して賠償を請求することができない。

(利益相反の排除)

第18条 法人は、この要綱に定める業務に携わる者及び被通報者を、自らが関係する公益通報の処理に関与させてはならない。

(事後の確認)

第19条 法人は、公益通報の処理終了後、定期的に又は随時に点検を行い、法令違反等が再発していないか、是正措置及び再発防止策が十分に機能しているかを確認するとともに、必要に応じ、新たな是正措置及び再発防止策を講じる。

2 法人は、通報者について、公益通報をしたことを理由とする不利益な取扱いなど職場環境の悪化について確認するなど、通報者の保護に係る継続的な事後の確認に努めなければならない。

(体制等の周知)

第20条 法人は、公益通報の方法、通報窓口、その他通報等に必要な事項を役職員等に周知しなければならない。

(雑則)

第21条 この要綱に定めるもののほか、公益通報への対応に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和元年12月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和8年2月1日から施行する。